

議第 113 号

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

社会状況の変化により連帯保証人の確保が困難となっていることから、下呂市市営住宅等の設置目的を踏まえ、連帯保証人を確保できず入居できないといった事態を生じさせないように、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例

（下呂市市営住宅条例の一部改正）

第1条 下呂市市営住宅条例（平成16年下呂市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（住宅入居の手続）</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） 請書を提出すること。<u>なお、請書には原則として市内に居住する緊急連絡先及び身元引受人を記入すること。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>緊急連絡先及び身元引受人を必要としないこと</u>とすることができる。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（住宅入居の手続）</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） <u>原則として市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>連帯保証人の連署を必要としないこと</u>とすることができる。</p> <p>4～6 （略）</p>

（下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第2条 下呂市特定公共賃貸住宅条例（平成16年下呂市条例第132号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入居手続）</p> <p>第9条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） 請書を提出すること。<u>なお、請書には原則として市内に在住する緊急連絡先及び身元引受人を記入すること。ただし、市長</u></p>	<p style="text-align: center;">（入居手続）</p> <p>第9条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） <u>市長の定める資格を有する連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>が特別の事情があると認める場合は、<u>緊急連絡先及び身元引受人を必要としないこと</u>ができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>は、<u>連帯保証人を1人とし、又は必要としないこと</u>ができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 下呂市地域優良賃貸住宅条例(平成16年下呂市条例第133号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居手続)</p> <p>第9条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。<u>なお、請書には原則として市内に在住する緊急連絡先及び身元引受人を記入すること。</u>ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、<u>緊急連絡先及び身元引受人を必要としないこと</u>ができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(入居手続)</p> <p>第9条 前条の規定により住宅の入居予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>市長の定める資格を有する連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u>ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、<u>連帯保証人を1人とし、又は必要としないこと</u>ができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

下呂市市営住宅条例等の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

社会状況の変化により連帯保証人の確保が困難となっていることから、下呂市市営住宅等の設置目的を踏まえ、連帯保証人を確保できず入居できないといった事態を生じさせないよう、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 連帯保証人を削除し、緊急連絡先及び身元引受人を加えます。

(第1条による改正中第12条、第2条による改正中第9条、第3条による改正中第9条関係)

(2) この条例は、令和5年1月1日から施行します。

(附則関係)